

岐阜市訓令乙第1号

岐阜市職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成24年4月20日

岐 阜 市 長 細 江 茂 光

岐阜市職員安全衛生管理規程

岐阜市職員安全衛生管理規程（昭和61年岐阜市訓令乙第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第6条－第14条）
- 第3章 衛生委員会及び安全衛生委員会（第15条－第23条）
- 第4章 安全衛生管理（第24条－第28条）
- 第5章 健康管理（第29条－第38条）
- 第6章 職員保健審査会（第39条－第45条）
- 第7章 雜則（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、岐阜市における職場及び職員の安全衛生管理に関して必要な事項を定め、労働災害及び疾病を未然に防止することにより、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員とは、市長の事務部局に常時勤務する職員（常時勤務することを要しないが、相当長期にわたって常勤の職員とほぼ同様の勤務を行う職員を含む。）をいう。
- (2) 所属長とは、岐阜市処務規則（平成15年岐阜市規則第6号）第6条第2項に規定する課長等及び同規則第1条第1項に規定する課等に準ずる機関の長をいう。

（法令等との関係）

第3条 職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、総括安全衛生管理者及び健康管理医と連絡を密にし、法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、常に所属職員の安全及び衛生に留意し、快適な職場環境の実現及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

2 所属長は、次に掲げる事項について総括安全衛生管理者へ報告しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者から職場の安全及び衛生に関する措置を命ぜられたときは、その趣旨にそって行った措置及びその結果
- (2) 職場健康推進員の指名
- (3) 公務中に災害が発生した場合の救急処置その他適切な措置

(職員の責務)

第5条 職員は、常に職場の安全及び衛生に注意を払うとともに自己の健康の保持及び増進に努め、所属長その他の者が実施する安全衛生管理に関する措置に従い、又は協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理体制)

第6条 職員の安全衛生を管理させるため次の各号に掲げる者を、それぞれ当該各号に掲げるよう置く。

- (1) 統括管理者 安全管理及び衛生管理を職員に対して効果的に実施し、もって職場における職員の安全と健康を確保するため、統括管理者を置き、行政部長の職にある者をもって充てる。
 - (2) 総括安全衛生管理者 別表第1の左欄に掲げる箇所に置き、その名称は同表中欄に掲げるとおりとし、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (3) 安全管理者 別表第2の左欄に掲げる箇所に置き、その名称は同表右欄に掲げるとおりとする。
 - (4) 衛生管理者 別表第3の左欄に掲げる箇所に置き、その名称は同表中欄に掲げるとおりとし、同表右欄に掲げる数を置く。
 - (5) 健康管理医 別表第4の左欄に掲げる箇所に、同表右欄に掲げる数を置く。
 - (6) 作業主任者 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第6条各号に掲げる作業に置く。
 - (7) 安全衛生推進者 法第11条第1項に規定する事業場及び法第12条第1項に規定する事業場以外の事業場で労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の2に定める規模のものごとに置く。
 - (8) 職場健康推進員 安全衛生推進者を置かない各職場に置き、所属長が指名する。
- 2 前項第3号から第7号までに定める者は、市長が任命する。この場合において、作業主任者については当該作業を行う職員のうちから任命するものとする。
- 3 第1項第3号から第8号までに掲げる者の任期は、1年とする。
- (統括管理者の職務)
- 第7条 統括管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 総括安全衛生管理者相互間の連絡及び調整に関する事。
 - (2) 職員の健康管理の状況を把握し、統計を作成すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事。

(総括安全衛生管理者の職務)
- 第8条 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮し、次に掲げる安全衛生に関する業務を統括管理しなければならない。
- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
 - (5) 安全衛生に関する方針の表明に関する事。
 - (6) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。

(7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。

(8) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。

(安全管理者の職務)

第9条 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い、前条各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項及び次に掲げる業務を管理しなければならない。

(1) 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置に関すること。

(2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備に関すること。

(3) 作業の安全についての教育及び訓練に関すること。

(4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討に関すること。

(5) 作業主任者の監督に関すること。

(6) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関すること。

2 安全管理者は、事務所、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 安全管理者は、前項に掲げる措置を講じたときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者の職務)

第10条 衛生管理者は、総括安全衛生管理者及び健康管理医の指揮に従い、第8条各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項及び次に掲げる業務を管理しなければならない。

(1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。

(2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。

(3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。

(6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。

(7) その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置に関すること。

(8) その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回事務所、作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 衛生管理者は、前項に掲げる措置を講じたときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康管理医の職務)

第11条 健康管理医は、次に掲げる事項に係る医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 健康管理医は、前項各号に掲げる職務に関し、総括安全衛生管理者又は所属長に対し勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 3 健康管理医は、少なくとも毎月1回事務所、作業場等を巡回し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者の職務)

第12条 作業主任者は、安全管理者の指示を受けて、作業に従事する労働者の指揮及び次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 取り扱う機械及びその安全装置を点検すること。
- (2) 取り扱う機械及びその安全装置に異常を発見したときには、直ちに必要な措置を取ること。
- (3) 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。

(安全衛生推進者の職務)

第13条 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮に従い次に掲げる事項に関する業務を行わなければならない。

- (1) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (2) 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。
- (5) 異常な事態における応急措置に関すること。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- (8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

(職場健康推進員の職務)

第14条 職場健康推進員は、所属長を補佐し、健康の増進並びに安全衛生の知識の普及及び向上に関する業務を行わなければならない。

第3章 衛生委員会及び安全衛生委員会

(設置)

第15条 別表第5の左欄に掲げる箇所ごとに、同表右欄に掲げる名称の衛生委員会又は安全衛生委員会を置く。

(所掌事項)

第16条 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

- 2 安全衛生委員会は、前項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の危険防止に関する重要事項。

(委員会の構成)

第17条 衛生委員会及び安全衛生委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員をもつて組織する。

- 2 委員長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。ただし、総括安全衛生管理者の設置の義務のない職場においては、その部署の長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから委員長が指名する。ただし、委員の半数は、職員団体の推薦に基づき指名するものとする。
 - (1) 安全管理者及び衛生管理者
 - (2) 健康管理医
 - (3) 職員で安全衛生に関し経験を有する者

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第19条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、原則として毎月1回委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長は、臨時に委員会を開催する必要があると認めるときは、委員会を招集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に關係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会における議事で重要なものに係る記録は、3年間保存しなければならない。

(庶務)

第21条 各委員会の庶務は、別表第6の右欄に掲げる課等において処理する。

- 2 職員厚生課は、別表第5に掲げる各委員会間の調整を図り、効果的な運用等について各委員会からの相談に応じるものとする。

(委任)

第22条 委員会に関する必要な事項は、この規程に定めるもののほか、委員長が別に定める。

(単位の委員会)

第23条 第15条に規定する委員会のほか、必要に応じて、単位の衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「単位委員会」という。）を置くことができる。

- 2 単位委員会は、当該単位委員会において調査審議した事項及びその結果のうち特に重要な事項について、所轄の総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第4章 安全衛生管理

(危険又は健康障害を防止するための措置)

第24条 所属長は、危険防止、健康障害防止、風紀等の保持、災害防止及び緊急事態への対応について法第20条から第25条の2までに規定するもののほか、必要な措置を講じなければならない。

(機械等及び有害物に関する規制)

第25条 所属長は、機械等及び有害物に関する規制について法第5章に規定する事項の実施又は必要に応じた措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

第26条 所属長は、職員に対し法第59条の規定に基づき安全及び衛生に関する教育を行わなければならない。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第27条 所属長は、免許、資格等を必要とする業務については、当該免許、資格等を有する職員でなければ業務に従事させてはならない。

2 所属長は、前項に定める業務以外の業務で危害のおそれの多いものについては、危害防止のための特別の教育を行った後でなければ職員を当該業務に従事させてはならない。

(職場環境の整備)

第28条 所属長は、常に職場環境に配慮し、職場その他の場所の清潔を保ち、照明、採光、換気等を良好な状態に維持するとともに、これらの改善に努めなければならない。

第5章 健康管理

(健康診断の実施)

第29条 職員及び新たに職員に採用された者は、健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断は、定期健康診断、特定業務従事者健康診断、有害業務従事者健康診断、臨時健康診断及び雇用時健康診断とする。

3 職員は、病気その他やむを得ない理由により健康診断を受けることができないときは、所属長の承認を受け、職員厚生課へ報告するものとする。

4 前項の規定により承認を受けた職員は、その理由がやんだ後速やかに健康診断を受けなければならない。

第30条 前条第1項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、定期健康診断の検査項目の全部又は一部を省略することができる。

(1) 健診日現在結核性疾患により第36条に規定する措置を受けているとき。

(2) 職員から健診日前3か月以内の健康診断書が提出されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康管理医が適当と認めたとき。

(採用時の健康診断)

第31条 新たに職員に採用されようとする者は、医療機関等において健康診断を受け、市長に提出しなければならない。

(健康診断結果の報告等)

第32条 職員が定期健康診断を行ったときは、健康管理医は、総括安全衛生管理者にその結果を報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、定期健康診断を受けた職員に対して、その結果を通知しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、健康診断において異常の認められた職員に対し、健康管理医の意見を聴き適切な指導を行わなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、所属長や衛生管理者に対し、異常の認められた職員への受診勧奨及び適切な保健指導の実施を指示し、職員の健康管理の推進に努めなければならない。

(健康診断結果等の判定及び事後措置)

第33条 健康管理医は、健康診断結果、精密検査結果等を踏まえ、別表第7の健康管理区分表により判定し、事後措置の必要な職員について、総括安全衛生管理者に通知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、事後措置の必要な職員の職場の所属長に対し、適切な指示を行うものとする。

(所属長の措置)

第34条 所属長は、前条に定める事後措置の必要な職員について、健康管理医、職員厚生課職員等と緊密な連絡を保ち、必要な措置を講じなければならない。

(疾病の報告等)

第35条 所属長は、職員が省令第61条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに疾病状況報告書（様式第1号）に診断書を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、病気による7日以上の休暇（年次休暇を含む。）を取得した職員がいる場合は、休暇届の写し及び診断書の写しを職員厚生課へ提出しなければならない。

(休養の必要な職員の義務)

第36条 岐阜市職員休養規則（昭和27年岐阜市規則第15号）第4条の規定により就業禁止の措置を受けた職員及び地公法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられている職員は、病院に入院する等療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

2 病気により休暇を取得している職員が休職するときは、長期療養開始に関する情報提供依頼書（様式第2号）を総括安全衛生管理者へ提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、総括安全衛生管理者が必要があると認める場合は、休職中の職員は、長期療養開始に関する情報提供依頼書を総括安全衛生管理者へ提出しなければならない。

(健康診断書等の記録)

第37条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果に基づく判定、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、健康診断個人票に記録しなければならない。

2 前項の健康診断個人票及び健康管理に必要な資料は、当該職員が離職した日から起算して5年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる業務に従事したことがある職員に係る記録については、当該職員が離職した日から起算して当該各号に定める期間保存するものとする。

(1) 石綿を取り扱う業務 30年

(2) じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条に規定する粉じん作業 7年

(復職等の手続)

第38条 総括安全衛生管理者は、試行勤務の実施により復職を可と判断したときは、市長に報告しなければならない。

第6章 職員保健審査会

(設置)

第39条 職員の健康管理について必要な事項を審議するため、岐阜市職員保健審査会（以下「保健審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第40条 保健審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第33条に規定する判定の結果に関する事項
- (2) 試行勤務実施後の復職の判断に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は会長が必要と認める事項

(組織)

第41条 保健審査会は、保健所長及び健康管理医のうちから市長が任命した委員若干人をもつて組織する。

2 保健審査会に会長を置き、委員の互選によって選任する。

3 会長は、保健審査会の会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第42条 前条第1項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第43条 保健審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、保健審査会に関係職員等の出席を求め、その説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第44条 保健審査会の庶務は、行政部職員厚生課において処理する。

(再審査等の申請)

第45条 第40条第1号及び第2号に定める事項について判定の変更を求めるとする職員は、再審査願（様式第3号）に健康管理医等の意見書を添えて、総括安全衛生管理者に再審査又は判定区分の変更を申請することができる。

第7章 雜則

(行政委員会等の職員への準用)

第46条 市長は、議会、選挙管理委員会、監査委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する職員については、当該任命権者から所属職員の安全衛生管理について依頼があったときは、第2条第1号に規定する職員とみなしてこの規程を準用することができる。

(委任)

第47条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

別表第1(第6条関係) 総括安全衛生管理者		
箇所	名称	職名
1 本庁・南庁舎	岐阜市総括安全衛生管理者	行政部長
2 鵜飼観覧船事務所	鵜飼観覧船事務所総括安全衛生管理者	商工観光部長
3 健康部	健康部総括安全衛生管理者	健康部長
4 市民病院	市民病院総括安全衛生管理者	市民病院事務局長
5 清掃事業所	岐阜市清掃事業総括安全衛生管理者	環境事業部長
6 薬科大学	薬科大学総括安全衛生管理者	薬科大学事務局長
7 女子短期大学	女子短期大学総括安全衛生管理者	女子短期大学事務局長

別表第2(第6条関係) 安全管理者		
箇所	名称	
1 環境事業部環境事業課木田環境事務所	岐阜市木田環境事務所安全管理者	
2 環境事業部環境事業課老洞環境事務所	岐阜市老洞環境事務所安全管理者	
3 鵜飼観覧船事務所	鵜飼観覧船事務所安全管理者	

別表第3(第6条関係) 衛生管理者		
箇所	名称	数
1 本庁・南庁舎	岐阜市衛生管理者	4
2 鵜飼観覧船事務所	鵜飼観覧船事務所衛生管理者	1
3 保健所	岐阜市保健所衛生管理者	1
4 市民病院	岐阜市民病院衛生管理者	3
5 環境事業部環境事業課木田環境事務所	岐阜市木田環境事務所衛生管理者	1
6 環境事業部環境事業課老洞環境事務所	岐阜市老洞環境事務所衛生管理者	1
7 薬科大学	岐阜薬科大学衛生管理者	1
8 女子短期大学	岐阜女子短期大学衛生管理者	1

別表第4(第6条関係) 健康管理医		
箇所	数	
1 本庁・南庁舎	2	
2 鵜飼観覧船事務所	1	
3 保健所	1	
4 市民病院	1	
5 環境事業部環境事業課木田環境事務所	1	
6 環境事業部環境事業課老洞環境事務所	1	
7 薬科大学	1	
8 女子短期大学	1	

別表第5（第15条関係）衛生委員会及び安全衛生委員会

箇所	名称
1市役所本庁	岐阜市安全衛生委員会
2鵜飼観覧船事務所	鵜飼観覧船事務所安全衛生委員会
3保健所	岐阜市保健所衛生委員会
4市民病院	岐阜市民病院安全衛生委員会
5環境事業部環境事業課木田環境事務所	岐阜市木田環境事務所安全衛生委員会
6環境事業部環境事業課老洞環境事務所	岐阜市老洞環境事務所安全衛生委員会
7薬科大学	岐阜薬科大学衛生委員会
8女子短期大学	岐阜女子短期大学衛生委員会

別表第6（第21条関係）各委員会の庶務

箇所	名称
1岐阜市安全衛生委員会	行政部職員厚生課
2鵜飼観覧船事務所安全衛生委員会	商工観光部鵜飼観覧船事務所
3岐阜市保健所衛生委員会	健康部健康政策課
4岐阜市民病院安全衛生委員会	岐阜市民病院病院政策課
5岐阜市木田環境事務所安全衛生委員会	環境事業部環境事業課
6岐阜市老洞環境事務所安全衛生委員会	環境事業部環境事業課
7岐阜薬科大学衛生委員会	薬科大学事務局庶務会計課
8岐阜女子短期大学衛生委員会	女子短期大学事務局総務管理課

別表第7（第33条関係）健康管理区分表

指導区分		内容	事後措置の基準
区分			
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

年 月 日

(あて先)

岐 阜 市 長

所 属

所属長

印

疾 病 状 況 報 告 書

労働安全衛生規則第61条第1項第
号該当の疾患が、次のとおり発生したので
報告します。

記

所 属		氏 名	
発生時期			
発生場所			
病 名			
状況及び措 置を生じた 場合は、その 概要			
*健康管理 医の意見			
備 考			

注 1 診断書を添付のこと。

2 *欄は、記入しないこと。

長期療養開始に関する情報提供依頼書

主治医様

総括安全衛生管理者

当市職員がお世話になっております。下記の内容について情報提供及び御意見をいただきたいの
でよろしくお願ひいたします。なお、提供いただいた情報は、本人の健康管理の目的にのみ使用す
るものであり、プライバシーには十分配慮し、健康管理医が責任を持って管理いたします。

(本人記入)

私は、下記の内容につき主治医からの情報提供及び意見を求めるに同意します。

年 月 日 所属

職員番号・氏名

印

(主治医記入)

病名 :	
初診年月日 : 年 月 日 (推定発症年月日 : 年 月 日)	
診断 及び 治療内容	<input type="checkbox"/> 入院 年 月 日 ~ 年 月 日までの予定
	<input type="checkbox"/> 自宅療養
	<input type="checkbox"/> 通院 回 / 週・月
	<input type="checkbox"/> その他 ()
現在の状態 (検査データ及び投薬状況を含む。)	
必要な休職期間の見込み	
ア 1か月程度 イ 2~3か月 ウ 4~6か月 エ その他 (か月)	
上記のとおり情報の提供を行います。	
年 月 日	医療機関所在地
	医療機関名
	主治医氏名

年 月 日

再審査願

(あて先)
総括安全衛生管理者

所 属
職 名
氏 名 印

私は、によりの判定を受けましたが、下記の理由により再審査又は判定区分の変更をお願いします。

記

1 再審査又は判定区分の変更理由

2 診断書(別紙)

3 健康管理医等の意見